

3. 規則・規定などについての考え方

学校という大きな集団の中で、すべての生徒が安全で安心して学習・探究・クラブ活動等に取り組むためには生徒全員が守るべき規範が必要であり、加えて規範遵守の精神を培うことは、社会にでるための大切な勉強にもなる。また本校は、『三大精神』を行動規範として掲げており、本校生はこの精神を体現すべく行動しなければならない。

こういった観点から生徒は次の“生徒心得”を自分たちのものとして、主体的に守っていこうとする姿勢を持つべきである。

ただしその内容や必要性については生徒・保護者・学校の三者間で共通理解を持つとともに、生徒の実情・地域の状況・社会常識の変化・時代の進展などを踏まえ絶えず積極的に見直しを行う必要がある。

4. 生徒心得

1. 欠席・欠課・遅刻・早退について

- イ) 無断で欠席・欠課・遅刻・早退をしない。
- ロ) 公欠、忌引き、特別な理由のある欠席・欠課は、届用紙に教科担当から印をもらい担任に提出する。

2. 上下履きについて

- イ) 上履きの色分け 1年:青 2年:赤 3年:緑
- ロ) 上履きには必ず記名をする。
- ハ) 上下履きの区別を徹底する。特に上履きのまま外へ出ることは厳禁する。

3. 登校後の外出について

- イ) 登校後の外出は認めない。
- ロ) 事情のある生徒は、HR担任に申し出て許可を得る。

4. 服装・頭髪・身だしなみについて

- イ) 質実剛健の精神を体現すべく、TPO(時・場所・場合)を自覚し、質素・清潔で本校生としての品位を保つ服装・頭髪・身だしなみで登校する。染髪・パーマ・化粧・ピアス・イヤリング等は認めない。
- ロ) 個人情報漏洩・ストーカー被害防止の観点から、原則として学校ジャージは、登下校時は着用しない。

5. 携帯情報通信機器(スマホ・タブレットなど)の使用について

- イ) 考査中・授業中・集会中は原則その使用を厳禁する。ただし、教科担当者により使用の許可があり、授業内容に関するものであれば授業中のそれらの使用を可とする。
- ロ) 所持する場合は節度をわきまえた利用を心がける。マナーに反する使用はいかなる場合でも許されない。特に以下のような使用は、刑法(名誉毀損・侮辱・脅迫)・民法(肖像権侵害)・個人情報保護法・道路交通法などに抵触するので絶対に行わない。
 - ① 他人を中傷するようなメールのやりとりや掲示板・ブログ・動画サイト・SNSなどへの書き込み
 - ② 他人のプライバシーを侵害するようなカメラ機能の使用および画像データの加工や送受信
 - ③ 自転車に乗りながらの使用
 - ④ ネットオークションなどにおける不正売買
- ハ) パソコンや携帯情報通信機器を介する様々な犯罪の被害者とならないように気をつけるとともに、掲示板等への悪質な書き込みなどによって他人を傷つけてはならない。
- ニ) 意思の伝達、意見の交換(いわゆるコミュニケーション)は、お互いの立場を尊重し、直接相手と向き合った形で行うようにすること。

6. アルバイトについて

アルバイトは、原則禁止。家庭の事情でやむをえずアルバイトを希望する場合は、本人および保護者から担任へ願い出て、学年会、職員会議の許可を受けなければならない。その場合でも飲酒を伴う接客、宿泊を伴うもの、危険を伴うもの、責任の重い仕事、深夜に及ぶものなどは許可しない。

ただし、年末年始休業中の巫女・郵便局のアルバイトはこの限りではない。希望者はHR担任に相談すること。

7. 飲酒・喫煙等の厳禁行為について

- イ) アルコールが提供される飲食店へ生徒だけで出入りすることは、たとえ飲酒をしなくても禁止する。特に「打ち上げ」などと称して、夕方以降そのような店に入ることは厳禁する。
 - ロ) パチンコ店など 18 歳未満の入店が禁止されているところへは入ってはならない。
 - ハ) ゲームセンターやカラオケボックスなどにみだりに出入りし、金銭や時間を空費することを避ける。
- 二) 飲酒・喫煙・薬物乱用・窃盗・定期券の不正使用などは絶対にしてはならない。

8. 部室の使用について

- イ) 部室使用規定を遵守し、部室が授業のさぼりや問題行動の温床にならないようにする。
- ロ) 部室内外の整理整頓に心がけ、貴重品を部室に放置してはならない。
- ハ) 入り口は確実に施錠し、鍵の保管を厳重にする。

9. 宿泊を伴う行事について

3日前までに、宿泊行事参加届(個人用・団体用)を作成し教頭先生に提出する。

10. 交通安全について

- イ) 通学については交通規則、運転マナーを遵守し、交通安全を心がける。特に“ながらスマホ”やイヤホンの使用は自転車走行のみならず、歩行時についても厳禁である。
 - ロ) 自転車通学は、HR 担任に届けを提出して許可を受ける。提出に際しては自転車保険加入を条件とする。(令和元年 10 月より県条例により義務化)
 - ハ) 学校へは必ずステッカーの貼られている自転車で通学する。ステッカーは見やすいところに貼る。自転車は定期的に安全点検をおこなう。
- 二) 自転車は校内の各クラス指定された場所に置き、2カ所以上施錠する。
- ホ) 駅周辺の駐輪場は必ず各自で確保し、不法駐輪をしてはならない。
 - ヘ) 自動車との事故に限らず、歩行者、自転車等と接触事故をおこした際は、ただちに保護者と連絡をとった上で警察と学校に連絡をすること。
 - ト) 原付バイクの運転免許取得は原則として禁止する。特別な事情により、原付バイクの運転免許取得を希望する場合は、生徒および保護者が願い出て、学年会と生活指導係会で審議を受けたうえ、委員会の許可を受ける。その場合、免許を取得するのは長期休業中に限る。また、原付バイクは通学以外に使用してはならず、安全のため積雪・凍結時は原付バイク使用を控えること。
 - チ) 原則として自動車の運転免許取得は認めない。

11. 所持品・貴重品の管理について

- イ) ロッカーに鍵をかけるなど、貴重品管理の徹底を図るとともに、他人のものを無断借用しない。
- ロ) 盗難などの被害に遭った場合は、速やかに関係職員(HR 担任・クラブ顧問等)に申し出る。
- ハ) 落とし物は係職員(先生 研究室)に届け出る。

12. 生活全般を通して心がけてほしいこと

伝統ある懸陵の生徒としてプライドをもち、常に積極的な前向きな姿勢で様々な活動に取り組んでほしい。ただし、学校生活のみならず日々の生活全般において問題が生じた場合・困難に直面した場合は一人で抱え込まず、先生方・専門相談窓口気軽に相談(SOS を発信)すること。

* 専門相談窓口の電話番号等はこの手帳の最後のページに記載されています。